

公告に対する質問回答表

業務名： 長門市東深川浄化センター等包括的維持管理業務(第Ⅲ期)

質問提出：8月7日	回答： 8月18日
質問事項	回答内容
1. 要求水準書(特記事項)について	1. 要求水準書(特記事項)について
① 第3条の業務内容一覧において剪定業務がありますが、具体的な作業基準はありますか。また、頻度、範囲(対象樹木)などをご教示ください。	① ・作業基準は、強剪定を基本とします。その上で、樹形のバランスを考慮し不用の枝は付け根から剪定します。また、剪定後の切り口には必要に応じて薬剤を塗布し、枯れ枝、破損枝も切除します。 敷地外へ伸びた枝幹や電線に接触する恐れのある枝幹は、その部分を剪定します。 剪定した枝葉は、速やかに施設外に搬出、処分するとともに周辺の清掃を行うこととします。 また、本業務に立木伐採業務を含むものとします。 ・頻度は、年1回以上とします。 ・範囲は、要求水準書(特記事項)第3条1項に示す施設内のイブキ並びにその他植栽樹木(スギ、サクラ、松等)を対象とします。
② 第3条7項の地下タンク漏洩検査の点検周期が1年以内となっていますが、危険物の規則に関する規則第62条の5の2の2項一の括弧書きに該当するものではないとのことでしょうか。	② ご理解のとおりです。
③ 第3条2項の消防用設備等点検において、消火器などの消防用設備の更新は本業務に含まないものでよろしいでしょうか。	③ 本業務に含むものとし、費用については要求水準書(特記事項)第7条(2)を充当するものとします。
④ 第3条3項の定期点検および簡易点検の対象機器について詳細を確認させてください。	④ 第3条3項に記載の通りとします。
⑤ 第3条1項の真空弁等の保守点検業務は、年1回以上真空弁室に水張を行い動作確認を行うことでよろしいでしょうか。	⑤ 保守点検業務は、年1回以上とし、点検方法並びに動作確認方法については提案を求め、協議により決定します。
⑥ 第3条1項(3-1)水質管理業務の合流式下水道放流水採水業務の実施回数は年1回でよろしいでしょうか。	⑥ ご理解のとおりです。
⑦ 第5条各処理場の測定・分析項目において、放流水(滅菌後)に発注者対応とありますが、BOD、T-P、T-N、大腸菌数の項目と考えてよろしいでしょうか。	⑦ お見込のとおりです。 ただし、受託者が維持管理上必要な項目についての測定は、受託者の対応とします。
2. 業務委託契約書(案)について	2. 業務委託契約書(案)について
① 第26条、第27条に掲げる流入水基準とは、要求水準書(特記事項)第1条(3)の想定流入水質の最大値のことでしょうか。	① ご理解のとおりです。
② 業務委託契約書や要求水準書等の契約を構成する書類に齟齬があった際の優先順位は、第一優先交渉時議事録→質問回答書→要求水準書→契約書でよろしいですか。	② 「第一優先交渉時議事録→プレゼン内容→質問回答書→要求水準書→契約書(案)」となります。
③ 第14条において受注者の運転管理対象となっている設備、システムの使用について、第三者の権利の対象となっているものがあればご教示ください。	③ 対象となるものはありません。
④ 成果物とは要求水準書(一般事項)第31条、第32条、第33条に掲げられている業務報告書のことを指すものとの理解でよろしいでしょうか。	④ ご理解のとおりです。 業務報告書は、業務の履行が適正に実施されていることを示すものとします。